

日之影町農業委員会 第23回総会

開催日時 : 令和4年6月28日(火) 午前9時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 穂積 ミサ子 山本 英二
 米田 正 矢通 広信 工藤 昭一 今村 浩二三
 一水 秀樹 桝田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美
 中川 今朝久 押方 徹 甲斐 秀人 戸高 和子

欠席委員 : なし

議事日程 : ① 議案第80号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権賃借)の承認について」

② 議案第81号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権賃借)の承認について」

③ 議案82号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権賃借)の承認について」

④ 議案第83号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

⑤ 議案第84号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

⑥ 議案第85号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

⑦ 議案第86号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

⑧ 議案第87号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

⑨ 報告第4号

「農地利用配分計画について」

議長	これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 2番 松本貴美子 委員、3番 穂積ミサ子 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。
議長	議案第80号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権賃借）の承認」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案第80号朗読・説明）
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	現地については、事務局と6月8日に確認しました。 場所は〇〇集落内になります。 貸し手の〇〇さんは51歳、〇〇にお住まいです。 受け手は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんになります。 〇〇さんは、〇〇集落の方で74歳、息子さん夫婦とお孫さんの4人暮らしです。主に水稻やWCS等を栽培されています。 〇〇さんは、〇〇にお住まいで〇〇にお務めです。55歳で奥さんとお子さんの4人暮らしです。水稻を栽培されています。 〇〇さんは、〇〇にお住まいで奥さんとお子さん2人の4人暮らしです。〇〇にお勤めです。水稻やWCSを栽培されています。 以前は、〇〇さんが耕作されていましたが、体調を悪くされ耕作できなくなったため、今回の申請に至ったようです。 賃借期間は令和4年8月1日から令和9年12月24日までになります。 ご審議をお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	誰がどこを作っているのか教えてください。
事務局	航空写真を用いて説明。
委員	〇〇さんとは誰のところになるのですか。
担当委員	今は空き家になっています。
事務局	お母さんが1人で住まわれていましたが、高齢になり〇〇の〇〇さんのところに行かれました。
担当委員	〇〇さんと〇〇さんは、自分の田が近くにあるので、耕作されるようです。 他に質疑はありませんか。 （質疑なしの声）

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第80号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権賃借）の承認」について、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第80号は、申請のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第81号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権賃借）の承認」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 （議案第81号朗読・説明）

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と6月8日に確認しました。
貸し手の〇〇さんは61歳、〇〇にお住まいです。
受け手は議案第80号と同じ〇〇さんになります。
場所は、議案80号と同じく〇〇集落内で、以前は〇〇さんが耕作されていたそうです。
賃借期間は令和4年8月1日から令和7年12月24日までになります。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

担当委員 ここも〇〇さんの田があるため、耕作されるようです。

担当委員 賃借料0円になっていますが、公社を通す場合0円になるのですか。

事務局 公社を通していても賃借権の設定をしているところもあります。

議長 他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第81号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権賃借）の承認」について、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第81号は、申請のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第82号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権賃借）の承認」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第 8 2 号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と 6 月 8 日に確認しました。
貸し手の〇〇さんは 7 5 歳、〇〇にお住まいです。
受け手は議案第 8 0 号と同じ〇〇さんになります。
場所は、議案 8 0 号と同じく〇〇集落内で、以前は〇〇さんが耕作されていたそうです。
賃借期間は令和 4 年 8 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 2 4 日までになります。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第 8 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認」について、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第 8 2 号は、申請のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第 8 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第 8 3 号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 〇〇さんは〇〇にお住まいで、昨年までは米を作付けされていましたが、体調を崩されて入院を余儀なくされたようです。その土地を、〇〇さんが買われて耕作されるようですが、米ではなく、柚子を植栽されるようです。売買価格は柚子が 1 7 本あり、1 本あたり 85, 000 円で 1, 445, 000 円、土地代が 615, 000 円のように。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

議長 (質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第 8 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第83号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第84号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第84号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と6月9日に確認しました。
譲渡人の〇〇さんは88歳で〇〇にお住まいです。
譲受人の〇〇さんは58歳で〇〇にお住まいで、実家が〇〇になります。
場所は、〇〇集落内にあり、平成17年に〇〇さんのお父さん〇〇さんと〇〇さんの
間で売買が行われましたが、登記が終わっていなかったということで今回の申請になっ
たようです。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下
さい。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第84号「農地法第3条の規定による許可申請について」、
申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第84号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第85号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第85号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明いたします。
現地については、事務局と6月9日に確認しました。
譲渡人の〇〇さんは議案84号と同じ方です。
譲受人の〇〇さんは71歳で〇〇にお住まいで、実家が〇〇になります。
場所は、〇〇集落内にあり、議案84号と同じく平成17年に〇〇さんのお父さん〇
〇さんと〇〇さんの間で売買が行われましたが、登記が終わっていなかったというこ
とで今回の申請になったようです。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下
さい。

委員 現況が田とは言い難いのですが。

議長 この件につきましては、保留とし、再度協議をお願いします。

次に、議案第 8 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第 8 6 号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明いたします。
現地については、事務局と 6 月 1 6 日に確認しました。
譲渡人の〇〇さんは 7 0 歳で〇〇にお住まいです。実家が〇〇になります。
譲受人の〇〇さんは 7 0 歳で〇〇にお住まいで自営業を営んでいらっしゃいます。
場所は、〇〇集落内にあり、〇〇さんのお母さんの〇〇さんが亡くなられ〇〇さんが
相続され、今回の売買の話を〇〇さんにされたようです。今回申請の農地と併せ、〇〇
さん名義の宅地や山林も一緒に売買されるそうです。売買価格は 2 0 0 万円と聞いてお
ります。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下
さい。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第 8 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第 8 6 号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 8 6 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題と
します。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第 8 7 号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明いたします。
現地については、事務局と 6 月 1 3 日に確認しました。
申請者の〇〇さんは 7 0 歳で〇〇にお住まいです。
場所は〇〇の近くになります。申請地には〇〇を栽培していましたが、かねてからの
人材不足と 7 3 歳と高齢で今後農地としての管理が困難なため、今回の申請に至ったよ
うです。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員

申請地の周辺は農地ですか。

担当委員

尾根の上の部分については農地になります。

議長

杉が大きくなった時に影の影響はありますか。

担当委員

そこまでないと思います。

他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第87号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第87号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、報告第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。本案について、事務局の説明を求めます。

事務局

(報告第4号朗読・説明)

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

本案件は、報告事項であるためこれで審議を終了します。

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。第23回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした。ありがとうございました。